

一般財団法人愛知県建築住宅センター
低炭素建築物新築等計画の認定に係る技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第11条に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る技術的審査料金について必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)

一 住宅の料金は、下記による。

単位:円

建築物の種類		料金	
一戸建住宅※1 ※2		29,700	
共同住宅等(重ね建て、連続住宅、併用住宅を含む) ※2 ※3	住戸のみの 依頼の場合	1 住戸	29,700
		2 戸以上 10 戸以下	49,500+3,300× M
		11 戸以上 20 戸以下	71,500+2,200× M
		21 戸以上	見積り
	住棟全体の 依頼の場合 (共用部を含む)	2 戸以上 10 戸以下	55,000+3,300× M
		11 戸以上 20 戸以下	77,000+2,200× M
21 戸以上		見積り	

※ Mは住戸のみの場合は、評価対象戸数、住棟全体の場合は、1棟の全体戸数を示す。

※1 木造住宅の省エネルギー対策等級の評価において、国土交通大臣が認める「当該住戸の外皮の部位の面積を用いず外皮性能を評価する方法」を用いて申請書を作成し、提出した場合は、上記金額から1,100円を減額する。

※2 センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は11,000円、共同住宅等は上記各料金の2分の1(100円未満切捨て)とする。

- ① 設計住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律)
- ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(長期優良住宅の普及の促進に関する法律)
- ③ 住宅性能証明書(断熱性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5)(住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置制度)
- ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書(断熱性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5)(住まい給付金制度)
- ⑤ BELS評価書
- ⑥ 性能向上計画認定又は認定表示に係る技術的審査適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)
- ⑦ フラット35S適合証明書(省エネルギー性)(独立行政法人住宅金融支援機構)

※3 共同住宅等の審査において、「住戸の審査」と「住棟全体の審査」を合わせて行う場合は、「住棟全体の審査」の額とする。

二 非住宅建築物の料金は、下記による。

単位:円

床面積の合計 区分		300㎡以下	300㎡を超え 1,000㎡以下	1,000㎡を超え 2,000㎡以下	2,000㎡を超え 5,000㎡以下	5,000㎡を超え 10,000㎡以下
		モデル 建物法	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	88,000	126,500	148,500
	上記以外の建築物	71,500	82,500	93,500	104,500	見積り
標準 入力法 (主要室入力 法を含む)	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	148,500	181,500	220,000	258,500	313,500
	上記以外の建築物	110,000	126,500	148,500	187,000	225,500

※ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用する。

※ 床面積の合計が 10,000 ㎡を超える場合は、別途見積りとする。

※ 上記以外の評価手法の場合の料金は、別途見積りによる。

※ 次の各号に該当する申請と同じ計算方法で審査を依頼する場合は、上記各料金の2分の1(100円未満切捨て)とする。

- ① 建築物エネルギー消費性能適合性判定(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項)
- ② BELS評価
- ③ 性能向上計画認定又は認定表示に係る技術的審査(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

三 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物の料金は、下記による。

一号及び二号で算出した料金を合計した料金

2 センターで適合証が交付された後の新築等工事途中に行う計画の変更に係る料金は、上記各料金の2分の1(100円未満切捨て)とする。

(再発行に係る料金)

第3条 適合証の再発行に係る料金は、1通につき1,100円とする。

(料金の減額)

第4条 次の各号のいずれかに該当する申請は、第2条の料金を減額できるものとする。

- 一 30日以内に10件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できる

と認められるとき。

- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

(その他)

第5条 第2条から第4条までに該当しない場合は、別途センターと協議して定める料金とする。

(附則)

この規程は、平成24年12月4日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月1日より施行する。